	4　ランダムアクセス制御 制御チャネル上で、上り信号を送出後、伝送設備から指定された時間内に、確認信号を伝送設備から受信した場合は、制御チャネルにおける送信を完了すること。
	5　送信停止指示に従う機能 伝送設備からチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を有すること。
	6　その他 端末設備等規則第22条から第24条まで、第26条及び第27条に規定する機能と同等の機能を備えること。
無線設備規則第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備	1　基本的機能 ⑴　発信を行う場合にあっては、発信を要求する信号を送出するものであること。 ⑵　応答を行う場合にあっては、応答を確認する信号を送出するものであること。 ⑶　通信を終了する場合にあっては、チャネルを切断する信号を送出するものであること。
	2　発信時の制限機能 発信に際して相手の端末からの応答を自動的に確認する場合であって、電気通信回線からの応答が確認できないときにおいては、送信を停止するものであること。
	3　送信タイミング ⑴　制御チャネルにおける標準送信タイミングは、無線設備規則第49条の29の伝送設備（以下この項において「伝送設備」という。）からの制御信号を受信した時点から2.5ミリ秒以上97.5ミリ秒以下であること。 ⑵　通信チャネルにおける標準送信タイミングは、伝送設備からの通信用スロットを確定させ、かつ、次の時間の経過後に送信を開始するものとする。ただし、伝送設備からの通信チャネルを指定する信号を受信した後に送信を行う場合にあっては、指定された通信チャネルが空き状態であるとの判定を行った後に行うものであること。 ア　フルレートにあっては、2.5ミリ秒 イ　ハーフレートにあっては、7.5ミリ秒 ウ　クォーターレートにあっては、17.5ミリ秒 ⑶　送信タイミングの許容偏差は、標準送信タイミングに対して±208ナノ秒の範囲にあること。
	4　ランダムアクセス制御 ⑴　通信チャネルの指定の要求をする信号の送信は、伝送設備からの制御信号に同期して行うものであること。 ⑵　通信チャネルの指定の要求をする信号を送信した後、伝送設備から1.2秒以内に通信チャネルを指定する信号を受信した場合は、指定された通信チャネルを使用して情報の送信を行うものであること。 ⑶　伝送設備からの通信チャネルを指定する信号が受信できなかった場合又は通信チャネルを指定する信号を受信した後に指定された通信チャネルが空き状態でないとの判定を行った場合にあっては、不規則な遅延時間の後に⑴以降の動作を行うものとする。ただし、この動作の回数は10回を超えてはならない。
	5　タイムアラインメント制御 伝送設備からの指示に従い送信タイミングを調整する機能を有するものであること。
	6　送信停止指示に従う機能 伝送設備からチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を有すること。
	7　端末固有情報の変更を防止する機能 ⑴　端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、この限りでない。 ⑵　端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。 ⑶　端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外のものについては、容易に知得ができないこと。
	8　その他 端末設備等規則第22条から第24条まで及び第26条から第28条までに規定する機能と同等の機能を備えること。

○総務省告示第二百七十二号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十二日

総務大臣臨時代理
国務大臣　玄葉光一郎

第九中「別表第八号」を「別表第九号」に改め、第九を第十とし、第八中「別表第七号」を「別表第八号」に改め、第八を第九とし、第七中「別表第六号」を「別表第七号」に改め、第七を第八とし、第六の次に次のように加える。

第七　無線設備規則第四十九条の六の九に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法は、別表第六号のとおりとする。

別表第八号を別表第九号とし、別表第七号を別表第八号とし、別表第六号を別表第七号とし、別表第五号の次に次の一表を加える。

別表第六号　無線設備規則第四十九条の六の九に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法

一　基本的機能（発信）

1　測定用機器は、ＬＴＥ設備（無線設備規則第四十九条の六の九に規定する方式の無線設備をいう。以下同じ。）用シミュレータとする。